



## 申27号「在来線電車の保全体系の見直しについて」(電車の検査周期延伸)に関する申し入れ 提出

5月13日に「在来線電車の保全体系の見直しについて」(電車の検査周期延伸)について会社から説明を受けました。それ以降、部会・分科会を中心に課題の集約を行い、6月11日に申27号の申し入れを行いました。

今施策は、新系列車両の検査周期をテストカーの走行実績、部外の有識者の意見も踏まえて延伸するというものです。施策の対象職場は総合車両センターと説明されていますが、予防保全の観点から車両センターを含む検修職場全体の課題となります。

集約された職場の声からは、検査周期延伸に伴って車両品質が低下するのではないかと、車両センターにおける負担が増えるのではないかなど、安全と労働条件が守られるのか懸念が多く出されています。

不安解消に向けて真摯な議論を行っていきます！

1. 周期延伸を行う目的及び根拠について明らかにすること。また、車両品質に与える影響を明らかにすること。
2. 周期延伸による要員効果の見込みを明らかにすること。
3. 周期延伸に伴う車両置き換え計画について考えを明らかにすること。
4. テストカーでの検証についてパンタグラフ、速度発電機、主電動機、車軸、軸受、ゴム類の検証結果を明らかにすること。また、記載以外に検証を行った機器について明らかにすること。
5. 走行キロに関わらず、線区・車種毎の車輪の寿命を勘案し検査計画を立てること。
6. 期間で管理しているゴム類や圧力計などの部品について周期延伸における考え方を明らかにすること。また、検査計画をたてること。
7. 検査周期延伸後の検査内容の変更箇所について実施箇所及び設備設置状況を明らかにし、主電動機の気吹き装置など必要な設備は整えること。
8. 周期延伸に伴い、電子機器、冷房装置、電動空気圧縮機、ドアなどの予防保全体制の強化を行うこと。
9. 周期延伸に伴い車両管理システムに対し、管理キロの見直しや期限があるものについて、検査時期を指定し管理できるよう改修すること。
10. 周期延伸に伴い解体区分の見直しや予防保全の強化が必要なことから、関係する地本において労使議論を行うこと。